

議案第 6 6 号

三次市いにしへの里設置及び管理条例及び三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 6 月 1 4 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市いにしへの里設置及び管理条例及び三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

（三次市いにしへの里設置及び管理条例の一部改正）

第 1 条 三次市いにしへの里設置及び管理条例（平成 1 6 年三次市条例第 2 2 2 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（指定管理期間の特例）

3 三次市いにしへの里設置及び管理条例及び三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（令和 6 年三次市条例第 号）の施行の日以後最初に指定する三次市いにしへの里の指定管理期間については、第 1 2 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

（三次市都市公園設置及び管理条例の一部改正）

第 2 条 三次市都市公園設置及び管理条例（平成 1 6 年三次市条例第 2 2 9 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（指定管理期間の特例）

- 4 三次市いにしへの里設置及び管理条例及び三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（令和6年三次市条例第 号）の施行の日以後最初に指定する三次市尾関山公園，三次市若宮公園，三次市寺戸親水公園，三次市出合いの広場及び三次市天神広場の指定管理期間については，第28条の5第1項及び第2項の規定にかかわらず，令和9年3月31日までとする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。